

山佐小学校いじめ防止基本方針

安来市立山佐小学校

山佐小学校いじめ防止基本方針

1. いじめの基本認識

本校の児童が、いじめのない楽しく豊かな学校生活を安心して送ることができるために、以下の基本認識に立ち取り組みを進める。

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ 教師はいじめに容易に巻き込まれやすい。(教師の醸し出す雰囲気や態度が大きな影響を与える。)
- ⑧ いじめは発達期の子どもに甚大な影響を及ぼす。
- ⑨ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑩ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2. いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条より）

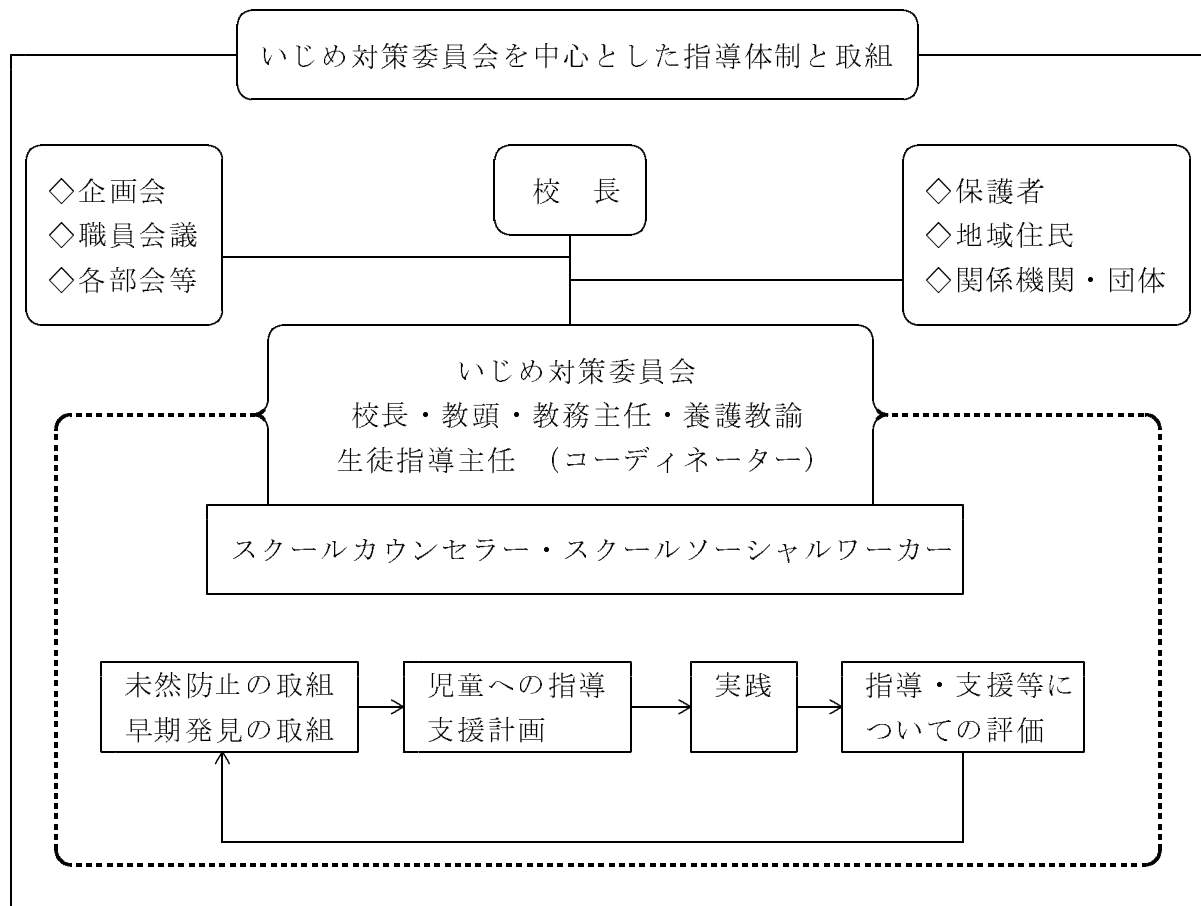
「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3. 学校の組織的指導体制の整備

いじめ問題への対応は、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的、継続的な取組を行うことが必要である。また、いじめの早期発見・早期対応においては、児童が発する悩みや不安のサインに気づき、対応する取組を学校のシステムとして構築し、児童の情報を全教職員で共有しておくことが必要である。下図の指導体制のもと取組を推進する。

(1) 「いじめ対策委員会」の役割

- ・ 学校基本方針に基づく取組実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核
- ・ 学校基本方針に基づく教職員の共通理解と意識啓発
- ・ 学校基本方針に基づく児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・ いじめの相談・通報の窓口
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録共有
- ・ いじめの疑いにかかる情報があつたときの緊急会議の開催によるいじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、児童や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を実施するための中核



4. 児童理解と教育相談体制の整備

- (1) 日常の児童観察と職員・保護者との共通理解
- (2) 個人面談、アンケート調査等による児童理解の深化
 - ① 教育相談週間の設定と計画的な個人面談等の実施
 - ② 「学校生活アンケート」「アンケートQU」の実施
 - ③ 「きいてきいてポスト」の設置
- (3) 生徒指導主任を中心とした教育相談体制の充実
 - ① 教育相談週間や学校生活アンケートの実実施計画、結果の分析等
 - ② 「やまさっこを語る会」の実施
 - ③ スクールカウンセラー等の専門家による校内研修の実施
 - ④ 教育相談等の時間を確保するための校務運営の工夫

5. いじめ問題に関する校内職員研修の充実

- (1) いじめ問題についての適切な認識と共通理解に関する校内研修会の実施
- (2) いじめ問題に関する事例研究会の実施
- (3) 教職員の資質を高める研修の実施
 - ① 教員自らの言動を見直す取組の実施
 - ・「いじめ早期発見のためのチェックリスト」の活用
 - ・「自己評価のためのチェックリスト」の活用
 - ② 児童や保護者との信頼関係づくりに関する研修の実施

6. いじめの未然防止

- (1) 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりをする
 - ① 子どもたちへのまなざしに気を配り、信頼関係を築く
 - ② 心の通い合う教職員の協力協働体制の構築
 - ③ 自尊感情を高める学習活動や学級活動、学年・学校行事の実施
 - ④ 子どもたちの主体的な参加による活動の推進

- (2) 命や人権を尊重し豊かな心を育てる教育活動の推進
 - ① 人権教育の充実
 - ② 道徳教育の充実
 - ③ 体験活動の充実
 - ④ コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

- (3) 保護者や地域への働きかけ
 - ① P T A総会、P T A活動の活用
 - ② 授業参観、学級懇談、個人懇談での啓発
 - ③ 学校便り、学級便りでの啓発

7. いじめの早期発見

- (1) 日々の観察（いじめ早期発見のためのチェックリスト《学校用》の活用）
- (2) 連絡帳・日記等からの情報収集
- (3) 教育相談週間や臨時の教育相談の活用
- (4) いじめ実態調査アンケートの活用
- (5) 保護者・地域との連携・協力
 - ・ いじめ早期発見チェックリスト《家庭用・地域用》の活用
 - ・ 民生委員・青パト隊・見守り隊等との連絡体制

8. いじめへの対応

- (1) 迅速かつ慎重な対応
 - ・ 生徒指導における対応「さしすせそ」
 - さ・・・最悪を想定して
 - し・・・慎重に
 - す・・・速やかに
 - せ・・・誠意を持って
 - そ・・・組織的に

- (2) いじめ発見時に把握すべき情報例
 - ◆ 誰が誰をいじめているのか？・・・・・・・・・・・・・・・・・・【加害者と被害者の確認】
 - ◆ いつ、どこで起こったのか？・・・・・・・・・・・・・・・・・・【時間と場所の確認】
 - ◆ どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたのか？・・【内容】
 - ◆ いじめのきっかけは何か？・・・・・・・・・・・・・・・・・・【背景と要因】
 - ◆ いつ頃から、どのくらい続いているのか？・・・・・・・・・・【期間】

(3) 教育委員会との連携

- ・ 学校においていじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく速やかに教育委員会に報告し、問題解決に向けての指導助言等の支援を受ける。
- ・ 解決が困難な事案については、必要に応じて教育委員会が主導し、警察や福祉関係等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、学校と連携して早期の解決を目指す。

〈出席停止措置について〉

いじめを繰り返している児童に対しては、日頃からきめ細やかな指導や教育相談を粘り強く行うことが必要である。しかし、指導の効果があがらず、他の児童の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合は、教育委員会との連携の上、出席停止の措置を含めた対応を検討する必要がある。(学校教育法第35条)

出席停止の制度は、本人の懲戒という観点からでなく、学校の秩序を維持し、他の児童の教育を受ける権利を保障するという観点から設けられているものである。

〈就学校の指定の変更や区域外就学について〉

いじめられた児童の心身の安全が脅かされる場合等、いじめられた児童をいじめから守りぬくために、必要があれば教育委員会との連携の上、就学校の指定の変更や区域外就学について弾力的に対応する必要がある。

保護者から、市町村内の他の学校や他の市町村の学校に変更したい旨の申し出があれば、教育委員会と十分に協議する。

(4) 警察との連携

- ・ 学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署に相談し、連携して対応することが必要である。児童の生命・身体の安全が脅かされる場合には、直ちに通報する。

(5) 重大ないじめ（重大事態）への対応

- ・ 速やかに教育委員会や警察等の関係機関に報告。教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応する。
- ・ 事案によっては、学校、学年保護者説明会の必要性について検討・判断し、当事者の同意を受けた上で、PTA執行部との連携を図りながら説明文書の配布や緊急保護者会を開催する。
- ・ マスコミ対応が必要な場合、教育委員会と連携の上、対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

(6) 地域等その他関係機関との連携

- ・ いじめた児童のおかれた背景に、保護者・家庭の要因が考えられる場合には、こども未来課や福祉課、民生・児童委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する必要がある。

いじめ対応の基本的な流れ

いじめ情報

- ※いじめを発見した場合はその場でその行為をとめる。
- ※いじめられた子どもを徹底して守る。
- ※「いじめ対策委員会」を招集する。
- ※見守る体制を整備する。(登下校、休み時間、清掃時間、放課後等)

①正確な実態把握

- 教職員、児童、保護者、地域住民、その他から情報を集め、いじめ対策委員会に集約する。
- ※関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
 - ※ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

②指導体制、方針決定

- いじめ対策委員会で指導支援体制を組む。
- 【学級担任等、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担】
- ※指導のねらいを明確にする。
 - ※すべての教職員の共通理解を図る。
 - ※対応する教職員の役割分担を考える。
 - ※教育委員会、関係機関との連携を図る。

③-A 子どもへの指導・支援

- いじめられた児童にとって信頼できる人(親しい友人や教員、家族、地域の人等)と連携し、寄り添い支える体制をつくる。
- いじめた児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

③-B 保護者との連携

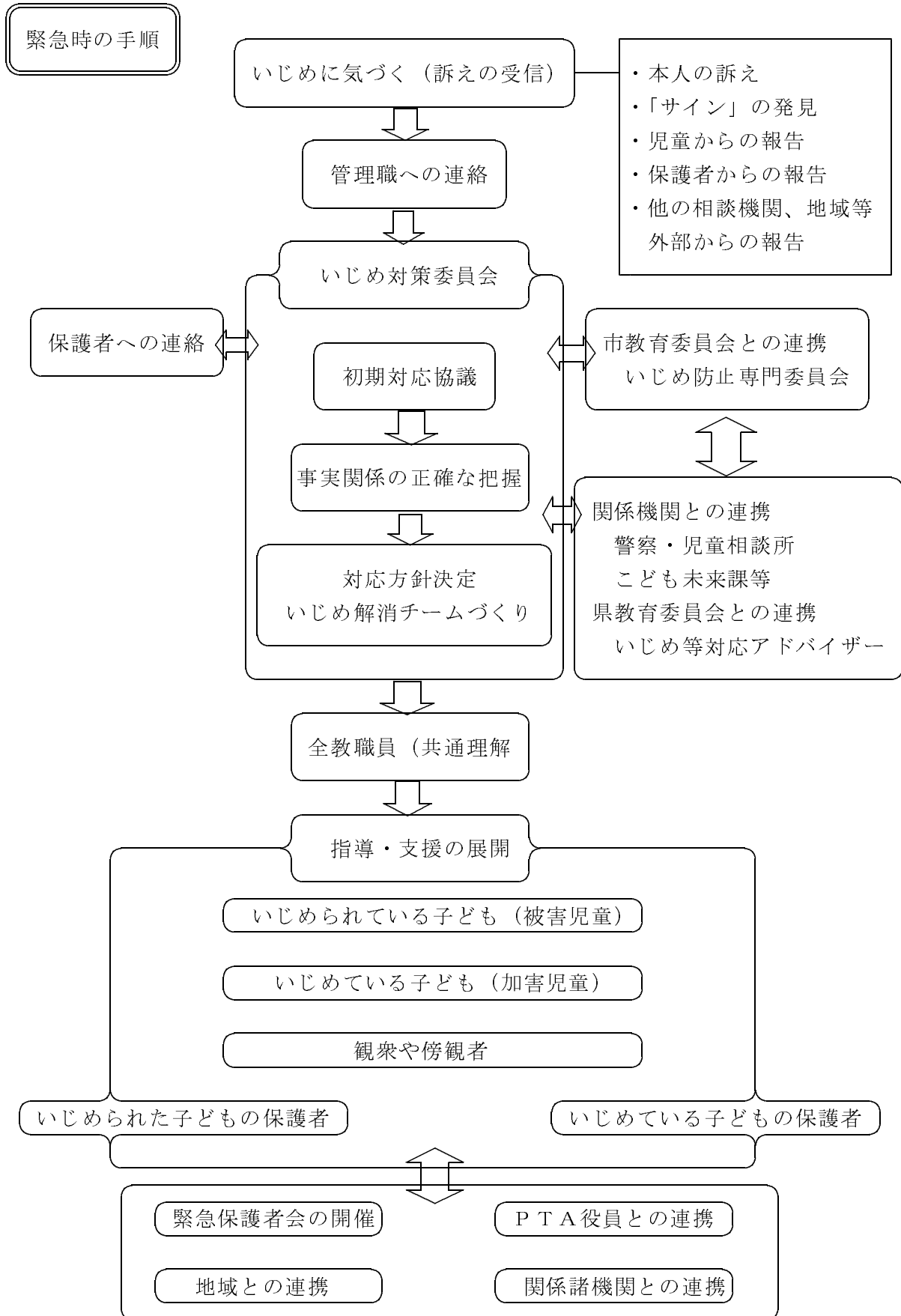
- つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童(加害、被害とも)の家庭訪問を行い、事実関係を伝えるとともに今後の学校との連携方法についても話し合う。

④ 今後の対応

- 継続的に指導や支援を行う。
- カウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。
 - 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

○ ○ 常に状況把握体制に努める
○ ○ 随時指導支援体制に努める
○ ○ 正を加え組織で適切に対応する

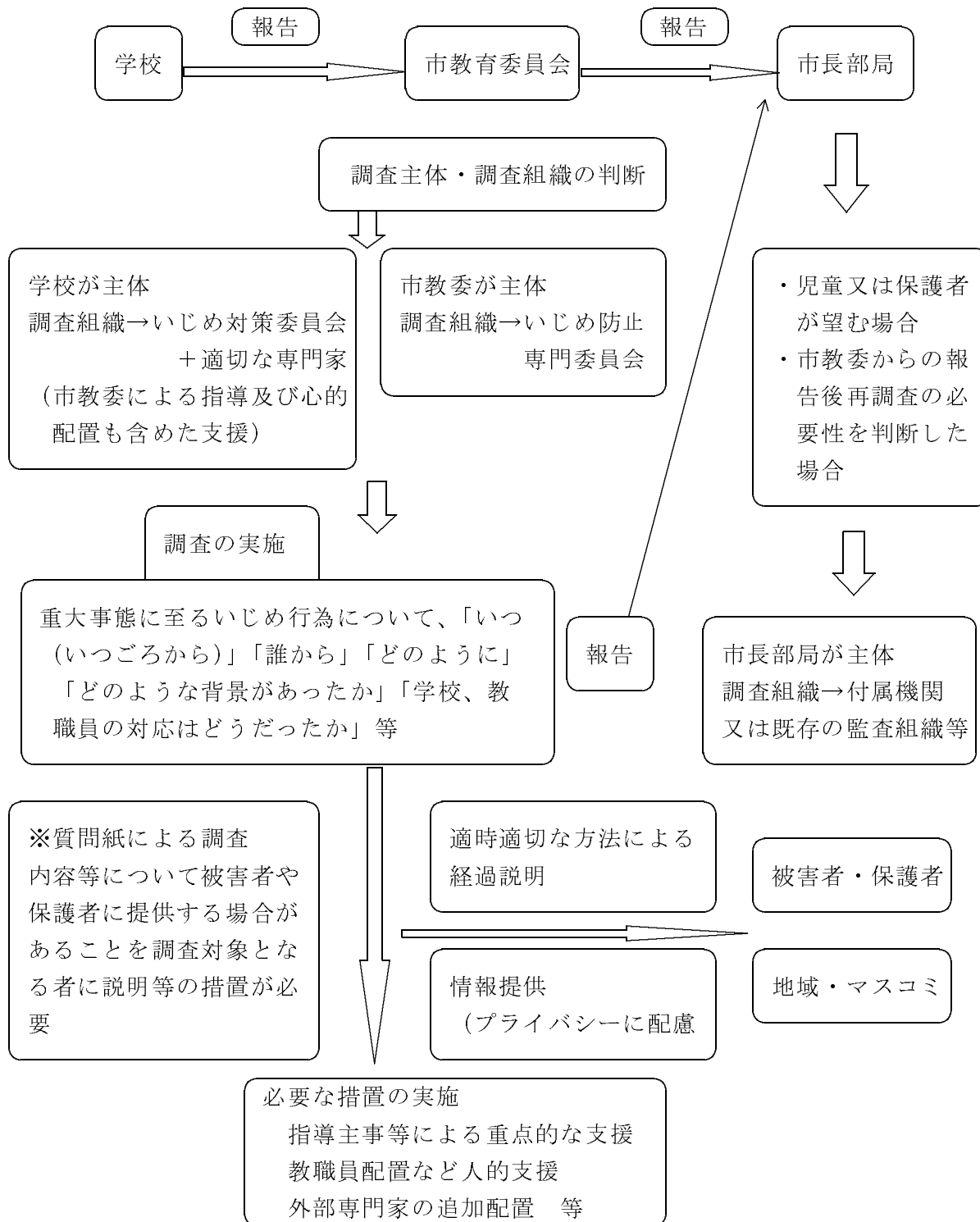
緊急時の組織的対応（いじめへの対応）



重大事態への対応

重大事態（法28条1項）

- (1) いじめにより、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとみとめるとき
- (2) いじめにより、児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとみとめるとき



9. ネット上のいじめへの対応

ーネット上のいじめとはー

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネットのWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりする方法により、いじめを行うもの。

- メールでのいじめ
- ブログでのいじめ
- チェーンメールでのいじめ
- 学校非公式サイト（学校裏サイト）でのいじめ
- SNSから生じたいじめ
- 動画共有サイトでのいじめ 等

ー特殊性による危険ー

◆匿名性により、自分だとは分からなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。

◆掲載された個人情報や画像は、情報の加工が安易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。

◆スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報（GPS）により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。

◆一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

(1) 未然防止のために

① 保護者への啓発

- ・フィルタリング
- ・家庭における危険から守るためのルールづくり
- ・携帯電話を持たせる必要性についての検討
- ・インターネットへのアクセスは「トラブルの入り口に立っている」という認識
- ・ネット上のいじめは、他の様々ないじめ以上に子どもに深刻な影響を与えるという認識

(2) ネットいじめへの対処

① ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの訴え
- ・ネットパトロール

② 不当な書き込みへの対処

